

保健第 366 号
令和 2 年 3 月 5 日

県立学校長 殿
市町村（組合）教育委員会教育長
(指定都市を除く。)

岡山県教育庁保健体育課長
(公印省略)

中国から帰国した児童生徒等への対応について
[追加 2 報（韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加）]
(令和 2 年 3 月 2 日現在)

このことについて、令和 2 年 3 月 2 日付で、文部科学省から別添写しのとおり通知がありましたので、適切に対応するようお願いします。

なお、本文の要点箇所には、当課で下線を引いています。

市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校（園）への周知をよろしくお願いします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹） 山本真子

T E L : 086-226-7591

F A X : 086-226-3684



事務連絡

令和2年3月2日

【重要】

2月27日0時より、中華人民共和国の一部に加え、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴がある外国人等についても、本邦への上陸拒否の対象とすることとされました。

この方針を踏まえ、「中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10現在)（通知）」（令和2年2月10日付け元初健食第43号）に関し、下記の通り情報を追加しますので、関係各位におかれましては一度お目通しくださいますようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課

各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課

各都道府県私立学校主管部課

各公立大学法人担当課

大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課

各文部科学大臣所轄学校法人担当課

大学を設置する各学校設置会社担当課 御中

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

中国から帰国した児童生徒等への対応について

[追加2報（韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加）]

(令和2年3月2日現在)

中国から帰国した児童生徒等への対応については、当面の考え方として、「中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報（浙江省の追加）]（令和2年2月13日現在）（令和2年2月13日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）」に基づき対応いただいているところです。

今般、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在歴がある外国人及びこれらの省で発行された同国旅券を所持する外国人に加えて、2月 27 日午前 0 時から、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に大韓民国大邱広域市又は慶尚北道清道郡に滞在歴がある外国人についても上陸拒否の対象となつたことなどを踏まえ、上記事務連絡を廃止し、今後は本事務連絡の別紙のとおりとしますので、内容を御確認の上、対応いただくようお願ひいたします。

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡から帰国又は大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡在住の方と接触があった児童生徒等についても、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等と同様の扱いとする（詳細は別紙 1 及び別紙 2 を参照）。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

中国から帰国した児童生徒等への対応について
(児童生徒等の保健管理部分のみ抜粋)
(3月2日時点更新)

<中国から帰国した児童生徒等の保健管理>

(1) 中国（香港、マカオを含む。以下同じ。）又は韓国から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）については、次のA)又はB)に従って対応すること。（※1）

（※1）武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

A) 流行地域（※2）から帰国又は流行地域在住の方と接触があった児童生徒等

（※2）流行地域とは、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡をいう。以下同じ。

① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状（以下単に「症状」という。）ある児童生徒等
他の人との接触を避け、マスクを着用し、すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（以下「センター」という。）に電話相談していただくとともに、センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

② 現に症状がない児童生徒等

現に症状がないものについては、特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請するなど、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

（参考）保健所管轄区域案内（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

B) 中国又は韓国（流行地域を除く。）から帰国し、流行地域在住の方と接触がない児童生徒等

① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等

他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに、受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

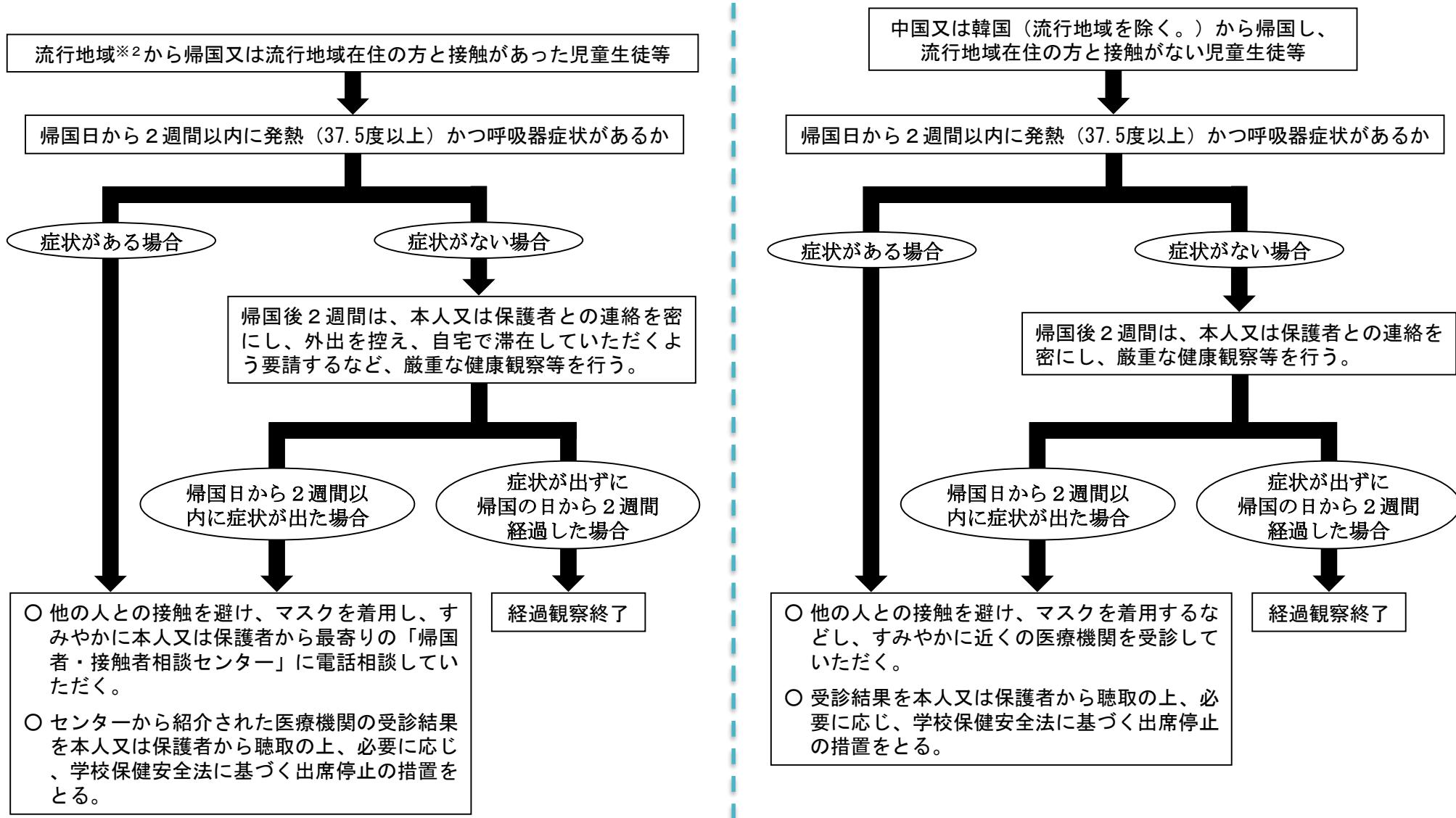
② 現に症状がない児童生徒等

特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察等を行うこと。 症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

(参考) 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年3月1日時点版)によれば、WHOの知見によれば、現時点で潜伏期間は1-12.5日(多くは5-6日)とされており、また、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4

中国(香港、マカオを含む)から帰国した児童生徒等への対応について※1(3/2時点)



※1 武漢市からチャーター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察を経るため、適用しない。

※2 流行地域とは、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡をいう。